

SECUREW2使用許諾契約書

前文

1. 本商業使用許諾契約書において、SECUREW2B.V.(以下、「SECUREW2」といいます)は、お客様(「ライセンシー」)に、本製品(第1項に定義します)を配布し使用するライセンスを許諾します。SECUREW2は、お客様が本エンドユーザ契約(以下「本契約」といいます)に含まれるすべての条項に同意されることを条件として、本製品(第1条に定義します)をお客様に使用許諾する意思があります。本契約を注意深くお読みください。本製品をダウンロード、インストールまたは使用することにより、お客様は本契約の全条項に同意されたものとします。お客様が会社またはその他の法人を代表して本契約を締結する場合、お客様は当該法人を本契約に拘束する権限を有することを表明し、その場合、「お客様」または「お客様の」という用語は、当該法人を指すものとします。

契約条件

1. ライセンス

本契約において「本製品」とは、バイナリおよびWebベースのソフトウェアパッケージである「SECUREW2Enterprise Client」、「SECUREW2Enterprise Wrapper」、「SECUREW2JoinNow MultiOS Provisioning platform」を指し、本製品により802.1Xネットワーク指向アプリケーションを認証することができます。本製品は、Windows、Windows RT、Mac OS X、iOS、Android、Linux、およびKindle Fireオペレーティングシステムで実行可能なマシンコードによる多数のEAP方式の実装とプロビジョニングの実装、および実行時に実行ファイルが必要とするその他のデータファイルと電子形式のドキュメントで構成されています。本製品には、本契約に基づきSECUREW2がお客様に提供するすべてのドキュメントおよびアップデートが含まれ、アップデートまたはドキュメントに異なるライセンスが提供されていない限り、本契約の条件は、すべての当該ドキュメントおよびすべての当該アップデートに適用されます。本契約でいう「ホストコンピュータ」とは、特定のオペレーティングシステムを搭載した物理的なコンピュータを指すものとします。

2. 使用許諾

SECUREW2は、お客様に対し、お客様の機関利用または製品評価のために、ホストコンピュータ上で本製品をインストール、実行、複製、内部使用するための非独占的、譲渡不可、特定期間、期間限定ライセンスを許諾します。「機関利用」とは、お客様のIT部門が本製品をインストールした、または本製品のインストールを依頼したのと同じホストコンピュータで、本製品を使用することを要します。「評価」とは、合理的な期間(30日以内)本製品をテストすることを意味し、その期間終了後は、SECUREW2の許可なく本製品をさらに評価することはできません。

3. 権利の制限および留保

3.1. 第2項の規定を超える使用は禁止されています。本契約に基づきお客様に提供される本製品およびその複製物は、SECUREW2が著作権を有し、その使用を許諾するものです。SECUREW2は、すべての著作権およびその他の知的財産権を留保します。これには、本製品の改変、利用可能化あるいは公開、貸出、リース、貸与、その他の頒布を行う権利が含まれます。

が、これらに限定されるものではありません。ただし、適用される法律が別段の定めをする場合、または、SECUREW2が別途書面にて使用権を付与する場合には、この限りではありません。

3.2. お客様は、次のすべての各号を行ってはならないものとします。(a) 本製品の改変 (b) 本製品のレンタル、リース、貸与、本製品を抵当に入れる行為 (c) 本製品に含まれる所有権に関する説明文や所有権に関する通知の削除または変更 (d) 本製品の逆コンパイルまたはリバースエンジニアリング(この制限の実行が適用法で禁止されている場合を除く)。

3.3. SECUREW2またはそのライセンサーの商標、サービスマーク、ロゴ、商号に対するいかなる権利、権原、利益も本契約では付与されません。

4 契約期間と解約

本契約は、お客様が本製品を受領した日、本製品の注文がお客様によって受理された日、または書面での本契約の署名版がSECUREW2によって受領された日に発効し、契約が終了されるまで有効となります。本契約に基づくお客様の権利は、お客様が本契約に重大な違反をした場合、または本製品に関するSECUREW2および/またはそのライセンサーの権利を損なう行為を行った場合、SECUREW2からの通知なしに直ちに終了するものとします。SECUREW2は、本製品が知的財産権の侵害または企業秘密の流用の訴えの対象となった場合、またはその可能性があるとしてSECUREW2が合理的に判断した場合、本契約を終了させることができるものとします。本契約が終了した場合、お客様は本製品の使用を中止し、破棄し、SECUREW2に対して書面にて遵守を確認するものとします。第3条~第11条の規定は、本契約の終了後も存続します。

5. 責任の制限

補償義務が発生した場合にそれに関連して生じる責任を除き、SECUREW2は直接的な損害に対して責任を負わないものとします。SECUREW2およびそのサプライヤーは、いかなる場合も、結果的、特別、間接的、偶発的または懲罰的な損害について、たとえそのような損害の可能性が知らされていたとしても、利益の損失や貯蓄の損失(データの障害または損失、ソフトウェアまたはコンピュータの故障、サポートの失敗、その他の原因によるかどうかにかかわらず)、一切の責任を負わないものとします。いかなる場合においても、SECUREW2のお客様に対する責任は、契約、不法行為(過失を含む)、その他を問わず、本契約に基づきお客様が本製品に対して支払った金額を超えることはないものとします。

6. 保証の表明および免責

6.1. SECUREW2は、本ソフトウェアおよびオプションの提供について表明します。

SECUREW2Care ソフトウェアのメンテナンスは、その提供に合理的に適用される一般的な業界標準と一致する方法で行われ、ソフトウェアは通常の使用および状況下でオンライン・ドキュメントに実質的に従って動作するものとされます。本契約に定める場合を除き、本製品は、本製品のインストール、使用または性能に関する保証を含む(ただしこれに限定されない)いかなる保証も伴わずにお客様に提供されます。SECUREW2は、明示または黙示を問わず、商品適格性および特定目的への適合性の保証を含むがこれに限定されない、いかなる保証も行わないものとします。SECUREW2は、本製品がお客様の要求を満たすこと、その動作が中断しないこと、エラーが発生しないこと、すべてのエラーが修正されることを保証するものではありません。上記の免責事項の一般性に制限を設けることなく、本製品は、原子力施設、航空機の航行・制御・通信システム、兵器システム、または直接生命維持装置の計画、建設、維持、制御、または直接操作に使用するために特に設計、製造、意図されたものではありません。

6.2. これに加え、第三者による本製品に関する権利の主張が発生した場合など(ただしこれに限定されない)緊急の場合、SECUREW2は本製品のアップデートを提供することができるものとします。その際、お客様は当該アップデートをインストールする義務を負います。

7. サードパーティのコード

本製品の一部は、その使用权を支配するコミュニティおよび第三者からの通知およびオープンソースライセンスとともに提供されることがあり、本契約に基づいて保障されたライセンスは、かかるオープンソースライセンスの下でお客様が有するいかなる権利および義務も変更しません。ただし、本契約の保証の免責および責任の制限の規定は、すべての製品に適用されます。

8. 料金、支払い、更新

8.1 すべての種類の支払いプランと支払い条件と、本契約に基づきお客様がSECUREW2に支払うべき金額は、SECUREW2が請求する取引から30日以内に支払われるものとします。お客様の支払うべき延滞金が、SECUREW2から書面通知を受けた10日後でも支払われていない場合、その他の支払額に加え、SECUREW2はすべての延滞金と取立費用の総額に対して毎月0.5%の割合で遅延損害金を課すことができ、お客様はそれを支払うものとします。すべての支払い義務はキャンセル不可であり、支払われた金額は返金されません。その他のサービスに対する料金は、見積ベースで請求されます。SECUREW2は、お客様のアカウントが滞納(延滞の状態になること)になった場合、本契約およびお客様の本製品へのアクセスを停止または終了する権利を留保します。すべての条件および価格は機密であり、お客様はこれを第三者に開示しないことに同意するものとします。すべての料金は、課税当局が課すすべての税金、賦課金、または関税を除いたものであり、お客様は、見積書に特に記載されていない限り、かかる税金、賦課金、または関税の支払いに責任を負うものとします。

8.2 SECUREW2は、製品の提供、料金および手数料を変更し、新たな料金を導入する権利を留保します。SECUREW2は、お客様のライセンスおよび/またはメンテナンスを、毎年契約から一年後以降の応当日に、またはその他の相互の合意により、お客様に対する請求書を通じて更新することができます。更新料は、その時点の製品のライセンス料および/またはメンテナンス料となります。いずれの当事者も、次の期間の請求書の日付の少なくとも15営業日前に相手方当事者に書面で通知することにより、本契約を終了させ、またはライセンス数を減少させることができるものとします。ただし、その時点のライセンス期間の満了時にのみ有効となります。

9. 雑則

本契約は、その主題に関するお客様とSECUREW2との間の完全な合意です。本契約は、過去または現在の口頭または書面によるコミュニケーション、提案、表明および保証のすべてに優先し、本契約の期間中、その主題に関連する当事者間の見積、注文、承認またはその他のコミュニケーションにおける矛盾または追加条件に優先します。本契約のお客様によるいかなる変更も、各当事者の権限のある代表者が署名した書面でない限り、拘束力を持ちません。本契約のいずれかの条項が執行不能とされた場合、本契約は、その条項が省略されても有効に存続します。ただし、省略することにより当事者の意図が損なわれる場合は、本契約は直ちに終了します。取引の過程および当事者または業界のその他の標準的な取引条件は、適用されないものとします。

10. 準拠法

本契約は、アルメロの裁判所により、オランダの法律に基づいて解釈され、これに準拠するものとします。当事者は、国際物品売買契約に関する国連条約(CIGS)の適用を明示的に放棄し、また、除外が許容されるその他の国際的規制の適用を受けないものとします。

===== 機械翻訳について =====

翻訳日 : 2022年1月21日

機械翻訳 : DeepL Version = 3.0.103260d

DeepL GmbH

Maarweg 165 50825 Cologne

Germany(ドイツ連邦共和国ケルン市)

Fax: +49 221 95491533

info@deepl.com